

都留市役所から、
さまざまな生活情報をお伝えするコーナーです。

Clip! 市嘱託職員(保育士)の募集

申込・問合せ先：総務課
職員担当

募集人員 保育士 1名

応募資格 日本国籍を有し、次の条件をすべて満たす方

- ① 保育士資格を有する方
- ② 普通自動車免許を有し、日常的に運転している方
- ③ パソコンなどで文書作成可能な方
- ④ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

勤務場所 市立宝保育所

勤務時間 勤務体制により、始業・終業時間は異なります。
※土曜日の勤務あり。

業務内容 0歳児から就学前までの乳幼児保育

雇用期間 6月1日(金)～平成31年3月31日(日)

申込 5月21日(月)までに『履歴書(写真添付)』、『資格証明書(写し)』、『職務経歴書』、『納税状況調査に関する同意書』を総務課職員担当へ提出してください。

※履歴書などの様式は、市ホームページに掲載しています。

選考方法 一次選考(書類)と二次選考(面接)を実施します。

二次選考は、一次選考を通過された方のみ行います。

報酬 月額164,200円
以上で経験年数などを考慮し、決定します。

その他 通勤に伴う費用は、通勤距離2km以上の場合規程に基づき支給します。社会保険など、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の各要件に該当する場合は加入します。その他、年次有給休暇があります。

※地方公務員法第16条(欠格条項)

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

Clip! 市立病院の外来診療をお知らせします

問合せ先：市立病院
医事担当 ☎(45)1811

■受付時間

	時間
平日	8時30分～11時
土曜日	8時30分～10時30分
眼科(月・火・水・金・土)	8時30分～10時

■午後診療受付時間

診療科目	診療日	時間
内科	火 木(第2、第4週のみ)	13時～15時 13時30分～15時
皮膚科	火・金	13時30分～16時
耳鼻咽喉科	月・木	13時30分～16時
乳腺外科	火	12時30分～16時30分
呼吸器外科	水	12時30分～14時30分
産婦人科	月～木	13時30分～15時30分
禁煙外来	金	電話による予約制

■外来休診日

日曜日
国民の祝日
年末年始(12月29日～1月3日)

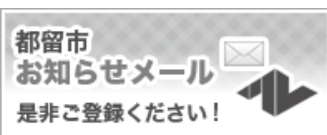
■この予定表は予告なく変更することがあります。休診情報などの詳細についてはお問い合わせください。

診療科	診察室	時間	月	火	水	木	金	土	
内科	1	午前	樋貝	若尾	落合	渡辺	鈴木	交代制	
		午後							
	2	午前	落合	鈴木	渡辺	若尾	樋貝	交代制	
		午後							
	3	午前	鈴木	渡辺	樋貝	落合	若尾		
		午後				第2・4回目 交代制			
	5	午前		山梨大学医師 糖尿病【予約】			保坂 【予約のみ】	齋藤	
		午後		山梨大学医師 糖尿病【予約】					
	12	午前	岡本	岡本	川島	川島	岡本	川島	
		午後							
13	午前	若菜【予約】	深澤 呼吸器・一般	深澤 呼吸器・一般	若菜	深澤 呼吸器・一般	深澤 呼吸器・一般	深澤 呼吸器・一般	
	午後		山梨大学医師 乳腺外科外来	深澤 呼吸器・一般		深澤 禁煙外来			
整形外科	10	午前	東京女子医大 医師	山梨大学医師	班目	山梨大学医師	東京女子医大 医師	第1・3回目 東京女子医大医師 第2・4・5回目 交代制	
		午後	関戸	関戸	関戸 【病棟回診後】	関戸	関戸		
脳神経外科	14	午前	小俣	小俣	山梨大学医師	小俣		小俣	
小児科 ※1 第3火曜日 ※2 第3木曜日	15	午前	太田	太田	太田	高橋	太田	交代制	
		午後		山梨大学医師 神経外来 ※1【予約】	予防接種	山梨大学医師 心臓外来 ※2【予約】	予防接種		
	16	午前	高橋	亀井	山梨大学医師	亀井	山梨大学医師	交代制	
		午後		乳児検診	予防接種		予防接種		
産婦人科	18	午前	阿知波	阿知波	赤十字病院医師	阿知波	阿知波		
		午後	阿知波	阿知波	阿知波	阿知波			
耳鼻咽喉科	21	午前	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師		
		午後	山梨大学医師		山梨大学医師				
眼科 ※1 第2・4週	20	午前	東京医科大学 医師	東京医科大学 医師	東京医科大学 医師		山梨大学医師	東京医科大学 医師 ※1	
		午後		山梨大学医師			山梨大学医師		
形成外科	6	午前			山梨大学医師				
泌尿器科 ※1 第3土曜日	17	午前		山梨大学医師		山梨大学医師		山梨大学医師 ※1	
		午後							

※ 整形外科の大内医師の診察日につきましては不定期のため、事前にご確認ください。(月1回程度) H30.5.1 8

Clip! 防災メール配信サービスのお知らせ

問合せ先：総務課 危機管理担当
☎(46)0111



本市では、山梨県市町村事務組合が運用する『やまなしくらしねっとメールマガジンサービス』を用いて、防災行政無線の放送内容をメール配信しています。市外への外出時や屋内でも放送内容をご確認いただけます。ぜひ、ご登録ください。

【注意事項】

- ※携帯電話での登録・メール受信には、通信料がかかる場合があります。
- ※迷惑メール対策等でドメイン指定受信をされている方は、あらかじめ配信元メールアドレス【nmaster@info.cous.jp】から受信できるようにし、登録手続きしてください。

【利用方法】

『やまなしくらしねっとメールマガジンサービス』にメールアドレスを登録する必要があります。詳しくは、都留市役所ホームページをご覧ください。

- ◆携帯電話から利用登録
- ① 空メールを【city-tsunuma@cousmail-entry.cous.jp】へ送信
 - ② 仮登録受付完了メールを受信後、記載URLにアクセス
 - ③ 『配信先追加』を押す
 - ④ 『防災メール』をチェック、『確認』を押す
 - ⑤ 『次へ』を押す
 - ⑥ 『確認』を押す
 - ⑦ 『登録』を押す
 - ⑧ 本登録完了
- ◆パソコン・スマートフォンなどから利用登録
- ① やまなしくらしねっとメールマガジンサービス【https://y-kushinet-nimag.com/】にアクセス
 - ② 『都留市』を選択
 - ③ 『メール配信申込』を押す
 - ④ 『メールアドレスの入力』または『空メールによる登録』を選択
 - ⑤ 仮登録完了メール受信後、記載URLにアクセス
 - ⑥ 『防災メール』をチェック、『確認』を押す、『登録』
 - ⑦ 本登録完了

問合せ：税務課
資産税担当

Clip! 固定資産税『平成30年度は評価替えの年です』

固定資産税の評価替えとは、土地と家屋について、資産価値の変動に対応し、3年ごとに評価額を見直す制度です。平成30年度は評価替えの年にあたるので、評価額の見直しを行いました。その結果、固定資産税額が昨年度に比べて、大きく変わることがあります。

また、土地・家屋価格等縦覧台帳の縦覧を5月31日(木)まで、税務課資産税担当窓口で行っております(ただし、土・日曜日及び国民の祝日は除く)。縦覧できる方の要件や持ち物などの詳細は、税務課ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

なお、**固定資産税納税通知書は5月16日(水)に発送**いたします。資産や評価額は、一緒に綴られている課税資産明細書でも確認することができます。ご不明な点がございましたら、税務課資産税担当までお問い合わせください。比較的よく尋ねられるものを次のとおりQ&Aにまとめてみました。

Q 固定資産税の評価額、税額はどやって計算されているの？

A 土地(宅地)について
お問い合わせの多い宅地についてご説明します。宅地は、道路状況、家屋の過密度など概ね類似していると思われる地区ごとに区分します。その区分された地区の中から標準的な宅地を選びます。その選定された宅地を不動産鑑定士が売買実例などを参考に鑑定を行い、価格を決定します。これを不動産鑑定価格といいますが、これを不動産鑑定価格とい

不動産鑑定価格は、国が毎年1月1日現在で発表する地価公示価格と同程度の金額となっております。固定資産評価額は不動産鑑定価格の70%相当額としています。固定資産税は、さらに70%を乗じたもの(課税標準額といいますが)に税率1.4%を乗じて税額が算出されています。(図表1)

■図表1 非住宅用地の場合(事業用の宅地など)

《原則》
不動産鑑定価格×70%=評価額
評価額×70%=課税標準額
課税標準額×1.4%=税額

また、住宅専用の宅地についてはこれらの価格よりさらに軽減の措置がとられています(200㎡までは固定資産評価額が1/6に、200㎡を超える部分については1/3に軽減されます)。(図表2)

家屋について

国が定めた再建築費評価点基準表(家の価格を決定する基準)に基づき主体的な構造や材質など調査し、価格を決定しています。この再建築費とは、評価の対象となった家屋について、同一ものを評価の時点において、新築する場合の価格をいうものです。家屋における固定資産税額は、この再建築費から、時間の経過による損耗などを考慮(減額)して価格を算定しています。(図表3)

■図表2 住宅用地の場合

《原則》
不動産鑑定価格×70%=評価額
評価額×1/6=課税標準額
(200㎡を超える部分については1/3)
課税標準額×1.4%=税額

■図表3 再建築費からの税額算定

再建築費×経年減点補正率など=評価額
評価額(=課税標準額)×1.4%=税額

償却資産について

会社や個人などの事業者がその事業のために使用している機械などについて、事業者の申告に基づいた価格を基礎として、取得後の経過年数・耐用年数に応じて旧定率法による原価償却計算を行い、評価額を算出します。計算により算出された評価額が取得額の5%を下回る場合には、取得価格の5%が評価額となります。(図表4)

■図表4 評価額の計算方法

《前年中新たに取得した資産》
取得価格×(1-原価率÷2)
《以前から取得している資産》
前年度評価額×(1-原価率)※
※求めた評価額が取得価格の5%よりも小さい場合は、取得価格の5%になります。

Q 昨年度より固定資産税が増えたのはなぜ？

A 土地の場合

平成30年度は評価替えに伴い、評価額の見直しが行われています。よって土地の形状や面積、現況用途が昨年度と変わらないうちでも、土地自体の価格が上がることで、昨年度に比べて固定資産税額が増える場合があります。

また固定資産税における土地の価格は、登記地目と現況用途で判断されています。登記地目のみまたは現況用途のみで価格を決定しているではありません。例えば、登記地目が畑であつても、その土地の上に建物(家や倉庫など)を建築したり、駐車場や資材置場、太陽光パネルの設置などに使用されていると、宅地または宅地並み雑種地課税と評価が見直しとなり、税額が増えることとなります。

また、農地転用(本人の申請に基づいて「農地を農地以外の目的に変えること」の申請を行い、農業委員会から許可を受けた場合は、その後も農地のまま使用していたとしても、宅地並み雑種地課税となります。固定資産を評価する上では、「いつでも農地以外に利用できるの

で、潜在的な価値は宅地並み」

として評価されます。よって、登記地目が宅地で、現況が農地の場合でも、宅地として課税されることとなります。

その他には、住宅を取り壊して更地にした場合や同一敷地内に事業用の家屋を建てたことにより、住宅用地の特例が見直しされたことなどの理由があります。

家屋の場合

家屋は基本的に増改築しないうちでも、税額が増えることはありません。新築の専用住宅では、初めて課税された年度から3年間(長期優良住宅の認定を受けている家屋などは5年間)軽減を受けています。その軽減期間が満了になると、本来の税額に戻ることで、前年度と比べて増えることとなります。

※平成29年度に軽減期間が満了して、平成30年度から固定資産税額が増える方は次の期間に建てられた住宅です。

◆平成26年1月2日から平成27年1月1日までに新築された一般住宅

◆平成24年1月2日から平成25年1月1日までに新築された長期優良住宅及び3階建以上の中高層耐火住宅

Q 私Aは、平成29年12月20日付けの売買契約で、Bさん(買主)に土地を売りました。その後、平成30年1月4日付けでBさんに所有権移転の登記を行いました。しかし、5月に送付されてきた平成30年度固定資産税の納税通知書では、私A(売主)に課税されていました。実質的な所有者であるBさんに課税すべきではないのでしょうか？

A 地方税法では課税する期日(賦課期日)を毎年1月1日としています。1月1日現在で登記簿に所有者として登記されている方に対して、当該年度分の固定資産税を課税することになります。平成30年1月1日現在、登記簿に所有者として登録されていたのはAさん(売主)なので、Aさんに課税することになります。

Q 平成30年1月15日に家屋を取り壊しましたが、平成30年度固定資産税の納税通知書に記載があり、課税されています。なぜでしょうか？

A 固定資産税の賦課期日は毎年1月1日現在に存在している固定資産を対象としています。したがって、平成29年1月15日に取り壊された家屋も1月1日時点では、存在していたこととなりますので、平成29年度の固定資産税の課税対象となります。

Q 固定資産税の賦課期日は毎年1月1日現在に存在している固定資産を対象としています。したがって、平成29年1月15日に取り壊された家屋も1月1日時点では、存在していたこととなりますので、平成29年度の固定資産税の課税対象となります。

A 固定資産税の賦課期日は毎年1月1日現在に存在している固定資産を対象としています。したがって、平成29年1月15日に取り壊された家屋も1月1日時点では、存在していたこととなりますので、平成29年度の固定資産税の課税対象となります。

Q 固定資産税の賦課期日は毎年1月1日現在に存在している固定資産を対象としています。したがって、平成29年1月15日に取り壊された家屋も1月1日時点では、存在していたこととなりますので、平成29年度の固定資産税の課税対象となります。

A 固定資産税の賦課期日は毎年1月1日現在に存在している固定資産を対象としています。したがって、平成29年1月15日に取り壊された家屋も1月1日時点では、存在していたこととなりますので、平成29年度の固定資産税の課税対象となります。

～固定資産税の納期～

第1期・全期前納※	5月31日(木)
第2期	7月31日(火)
第3期	12月25日(火)
第4期	2月28日(木)

※前納報奨金の交付については、平成31年度から廃止となります。詳細は、税務課ホームページや5月16日(水)発送の納税通知書に同封されている通知書をご覧ください。

Q 私の家屋は、年々老朽化しているのに税額が下がらないのは、なぜですか？

A

家屋の評価額は再建築費に、建築後の経過年数に応じて、経年減点補正率などの補正率を乗じて算出します。この経年減点補正率は、経過年数がその家屋の耐用年数を超過しても再建築費の20%は残存する仕組みがとられております。よって、評価額が下がらないことにより、税額も下がりにくいです。また、再建築費は、新築した年だけでなく、3年ごとの評価替えの年にも見直しのために算出しております。その際に、耐用年数を超過していても、再建築費は前年度より増えることがあります。その場合には、前年度の評価額に据え置くことになっていきますので、この場合も税額は下がらないということとなります。

Clip!

健康寿命をのばして、健康長寿に！

申込・問合せ先：長寿介護課
地域包括支援センター ☎(46)5114

介護予防度チェック表

	質問	チェック
運動機能	1 家の中でつまずいたり、すべったりすることがある	
	2 階段を上るのに、手すりが必要である	
	3 家のやや重い仕事をするのが困難である(掃除機の使用、布団の上げ下ろしなど)	
	4 15分くらい続けて歩くことができない	
	5 横断歩道を青信号で渡りきれない	
認知機能	6 何度も同じことをいったり、聞いたりすると周りの人に言われる	
	7 話すとき、物の名前が出にくく、「あれ」「これ」などと言うようになった	
	8 置き忘れやしまいがちが多くなった	
	9 お鍋をこがしてしまったり、水を出したままにしていることがある	
	10 薬を飲み忘れることがある	
口腔・栄養	11 最近、よくむせる、しゃべりにくく、飲みこみにくいことがある	
	12 6カ月間で2～3kg以上の体重減少があった	

ひとつでも○が付いた方は、積極的に健康づくりに取り組みましょう。

さわやか教室開催場所及び日程表

場所	いきいきプラザ都留	まちづくり交流センター
時間	10時～11時30分	10時～11時30分
日程 (木曜日開催)	6月28日、7月12日 8月30日、9月20日 10月25日、11月15日 12月6日、1月17日 3月14日	6月21日、7月19日 8月9日、9月13日 10月18日、11月8日 12月13日、1月24日 3月7日
講師	健康運動指導士、理学療法士、保健師など	

※講師の都合により日程が変更になる場合があります。

Clip!

地域生活支援マップを活用してください！

問合せ先：長寿介護課
地域包括支援センター ☎(46)5114



市内に住んでいる高齢者の生活を支援することを目的に、『都留市地域生活支援マップ』を作成しました。介護が必要となったり、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができ、市内にある医療や介護、生活支援サービスに関する施設などの資源を地図上にまとめてありますので、すぐに見て活用することができそうです。掲載されている市内7地区の地図には介護事業所や医療機関などのほか、各施設やサービス内容の一覧、生きがいづくりや健康づくりの情報を、認知症に関する情報などを掲載しています。このマップはいきいきプラザや各地域コミュニティセンターの窓口にあります。また、市ホームページに掲載していますのでご利用ください。

Clip!

国民健康保険からのお知らせ

問合せ先：市民課
保険年金担当

■税率改正後の国民健康保険税

	医療分 (0歳～74歳)		後期分 (0歳～74歳)		介護分 (40歳～64歳)		合計	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	7.68%	6.58%	2.45%	2.40%	2.06%	1.96%	12.19%	10.94%
均等割	27,500円	24,500円	8,500円	8,700円	10,300円	10,300円	46,300円	43,500円
平等割	24,400円	19,900円	7,500円	7,000円	6,000円	6,000円	37,900円	32,900円

国民健康保険税率を改正します
4月から都道府県も保険者となり、財政運営の責任主体として市町村とともに国保制度を担うこととなりました。また、国保制度に対する国からの財政支援が拡充されることなどにより、国保の財政基盤の改善が見込まれています。

このため、本市では、都留市国民健康保険運営協議会において平成30年度の国民健康保険税率について検討を行い、3月議会での議決を経て、上記のとおり税率改正を行いました。
なお、今年度の保険税額は、前年の所得が確定した後、7月中旬に納税通知書によりお知らせする予定です。

保険証の切り替え手続きはお済みですか？
国保への加入、国保からの脱退の際は、市役所での手続きが必要です。自動的には行われませんので、次のおり、お早めにご手続きを行ってください。

会社を退職したことなどにより、職場の健康保険を抜けたとき
職場の健康保険を抜けた日付の分かる証明書(健康保険資格喪失証明書・離職票・退職証明書など)をお持ちになり、国保加入の手続きをしてください。

就職などで職場の健康保険に加入したとき、または被扶養者になったとき
新しい健康保険証、または健康保険資格取得証明書と、これまでの国民健康保険証をお持ちになり、国保脱退の手続きをしてください。

Clip!

移住コンシェルジュを募集します！

問合せ先：企画課
つる創生推進室

本市では、平成29年度に人口減少の克服や地域の活性化を目的として『都留市移住コンシェルジュ制度』を設け、各種イベントや市内見学ツアーの開催時などの移住・定住施策にお手伝いをいただいています。現在6名の方に移住コンシェルジュとしてご活躍いただいております。本年もこの流れをより促進し、移住希望者の円滑な受け入れを行うとともに、まちの魅力を発信するため、引き続き市民の方を対象として『都留市移住コンシェルジュ』の募集を行います。

募集人数 若干名

主な活動内容

- ① 移住希望者への相談対応及び受け入れ支援
- ② 市が実施及び出展する移住イベントへの参加
- ③ 移住・定住に関する情報発信
- ④ 移住者に対する移住後の支援など

任期 最長2年
(ただし、再任を妨げない。)



市内に住んでいる高齢者の生活を支援することを目的に、『都留市地域生活支援マップ』を作成しました。介護が必要となったり、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができ、市内にある医療や介護、生活支援サービスに関する施設などの資源を地図上にまとめてありますので、すぐに見て活用することができそうです。掲載されている市内7地区の地図には介護事業所や医療機関などのほか、各施設やサービス内容の一覧、生きがいづくりや健康づくりの情報を、認知症に関する情報などを掲載しています。このマップはいきいきプラザや各地域コミュニティセンターの窓口にあります。また、市ホームページに掲載していますのでご利用ください。

選考基準
移住・定住や『生涯活躍のまち・つる』構想に関する市の方針を十分に理解し、また移住希望者からの相談や受け入れに適切な対応ができるかなどを基準に選考します。

申込方法
『都留市移住コンシェルジュ登録申込書』、『マイナンバーが確認できるもの(写し)』を企画課の創生推進室へ提出してください。

報酬
活動内容に応じ、予算の範囲内で支払います。

Clip!

農地中間管理事業をご活用ください

問合せ：産業課 農林振興担当
 県農業振興公社 ☎055(232)2760

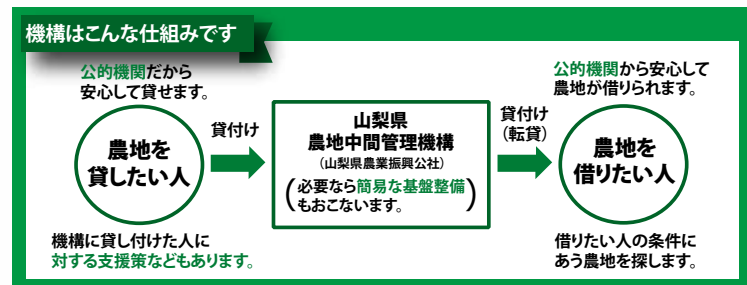
■農地を貸したい人
 高齢の方が農業経営からリタイアするときや、農地を相続したが農業を継続することができない場合
 ※借り手の見込みがない農地など条件によっては、お借りできない農地があります。

■農地を借りたい人
 ・耕作している農地の隣接農地が遊休化しているが、なかなか貸してくれずに困っている。
 ・耕作している農地が各地に分散しているのなんとかまとめて、農地の規模拡大を図りたい。

こんな時、農地中間管理事業を活用ください！

■農地中間管理事業の事業主体は？
 機構は、県農業振興公社が県から指定され、事業を実施しています。なお、機構事業の利便性を図るため、市が相談窓口業務などを行っています。

■農地中間管理事業の目的は？
 農業ができない方の農地で、借り手の見込みのある農地を農地中間管理機構が借り入れて、農業経営の規模拡大をした農業者や、新規就農者などにまとめて貸し付けることで、農用地の集団化の促進や、遊休農地の有効活用などを図ります。



※「農地を貸したい」「農地を借りたい」「制度の詳細を知りたい」方は、お気軽にご相談ください。

■農地を貸したい人
 一定の要件を満たした場合、機構から協力金の交付を受けられる場合があります。
 ※交付要件などの詳細については市産業課または機構(県農業振興公社)までお問い合わせください。

■農地を借りたい人
 ・機構が間に入るため、安心して耕作ができます。
 ・農地の所有者の方が複数の場合でも、契約が機構とだけで済み、賃料を支払う手間が省けます。

Clip!

水道メーター（量水器）の定期交換について

問合せ：上下水道課
 水道管理担当

メーター交換該当地区
 (6月上旬～8月下旬実施)
 中谷地区…**田町**
 下谷地区…**弁天町・深田・新井
 姥沢・新明町**
 禾生地区…**田野倉**

交換作業は、20分程度の断水をして行い、交換済みの世帯には『水道メーター交換完了のお知らせ』を郵便受けなどに投函します。



※この交換作業では代金をいただきます。ただし、この交換作業に伴いメーター付近の個人の配管工事(止水栓の設置・メーターボックスの交換など)をご希望の場合は、その工事に係る費用は個人負担となります。
 ※メーターボックス内は、土や枯葉などが溜まってしまふことがありますので、交換前にメーターボックス内の清掃をお願いします。
 ※正確な検針ができるようにメーターボックス内を定期的に点検・清掃し、常に清潔に保つように心掛けてください。